

高齢者の自動車運転者への交通労働災害防止対策

高齢者の労働災害が多い要因に、視力、筋力など身体機能の低下などがあります。高齢労働者の安全と健康のための取組である「エイジアクション100」のチェックリストを活用し、職場の課題を洗い出し、改善に向けた取組を行きましょう。



●高齢運転者の交通労働災害防止にあたってのチェック項目

- 長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候時の走行を避け、走行計画は十分な休憩時間・仮眠時間を確保した余裕のあるものになっているか。
- 疲労、飲酒、睡眠不足等で安全な運転ができないおそれがないかについて、運転開始前に、問いかけやアルコールチェッカー等により確認しているか。
- 運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に行っているか。
- 睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の「慣れ」等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように、交通安全教育を行っているか。
- 自動車運転を専門とする運転手については、ドライブレコーダーの記録や添乗チェック等により運転技能を確認して、運転指導を行っているか。
- 交通事故発生状況、デジタルタコグラフ、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を記載した交通安全情報マップを作成して周知しているか。
- 自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入しているか。
- 急な天候の悪化や異常気象の場合には、安全確保のための走行中止、徐行運転や一時待機等の必要な指示を行っているか。
- 定期点検整備の他に、乗車・走行前に、必要に応じて、日常点検整備を行って、車両の保守管理を適切に行っているか。

「エイジアクション100」は中央労働災害防止協会が、高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善を効果的に進めるための「職場改善ツール」として開発したものです。以下の特設サイトをご参照ください。

https://www.jisha.or.jp/research/pdf/202103_01.pdf



また、高齢運転者の安全・健康管理などは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会作成の「高齢者に配慮した交通労働災害防止のすすめ方」等のパンフレットも参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/121129.html>



交通安全情報マップの作成

自動車運転者間で事故情報、道路事情等の情報を出し合い、その情報から交通安全情報マップを作成しましょう。

作成したマップなどの情報を共有することで、運転者の危険感受性を高めましょう。



令和3年 交通労働死亡災害の概要

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	電気通信工事業	男	50代	電工	30年	交通事故(道路)	トラック	高速道路の合流付近において、標識等補修作業を行っていたところ、工事規制区域内に侵入してきた一般通行車両(2tトラック)に追突された。
2	2月	その他の事業	男	60代	管理者	8年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	軽自動車を運転していたところ、対向車線から中央分離帯を乗り越えてきた自動車に衝突された。
3	3月	一般貨物自動車運送業	男	30代	営業・販売関連事務員	2年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	営業活動のため乗用車で高速道路を走行中、渋滞の列の最後方に止まっている大型トラックに追突した。
4	4月	社会福祉施設	女	70代	その他保健医療の職業	12年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	自転車で移動中、交差点で停止していたところ、走行してきた乗用車と軽自動車が出会い頭に衝突し、はずみで飛ばされた軽自動車にはねられた。
5	4月	一般貨物自動車運送業	男	40代	貨物自動車運転者	18年	交通事故(道路)	トラック	8tトラックで国道を走行中、緩やかな左カーブに差し掛かった際に対向車線に大きくはみ出し、対向車線を走行してきた24tトラックと正面衝突した。
6	5月	一般貨物自動車運送業	男	60代	貨物自動車運転者	30年	交通事故(道路)	トラック	トラックで高速道路を走行中、工事渋滞のため追い越し車線中でのトラックに気付くのが遅れ、玉突き衝突した後中央分離帯に激突した。
7	5月	ハイヤー・タクシー業	男	50代	乗用自動車運転者	11年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	タクシーを運転中、低速走行中の貨物自動車の後部に衝突した。
8	6月	一般貨物自動車運送業	男	60代	運転者	10年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	トラックを運転して高速道路を走行中、後ろから普通乗用車に追突され、トラックごと横転した。
9	7月	通信業	男	50代	郵便・電報外務員	26年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	原付バイクで郵便配達中、交差点を右折しようとしていたところ、後続の乗用車に追突され、原付バイクごと引きずられ、ビルの壁面と乗用車との間に挟まれた。
10	7月	一般貨物自動車運送業	男	50代	運転者	17年	交通事故(道路)	トラック	トレーラーにて県道を走行中、右カーブを曲がる際に左側のガードレールに接触し、橋の欄干を倒して河川に転落した。
11	12月	警備業	男	60代	警備員	20年	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	片側1車線の車道上にて、バイクを運転中、右側走行中の自動車と接触し、転倒したところを後続の自動車にはねられた。
12	12月	道路建設工事業	男	40代	管理者	17年	交通事故(道路)	トラック	道路補修工事の現場の施工写真を道路上で撮影中に、後方から来た貨物自動車にはねられた。

青塗りで示した4件は高速道路において発生した災害です。
緑塗りで示した5件は陸上貨物運送事業の交通労働災害です。

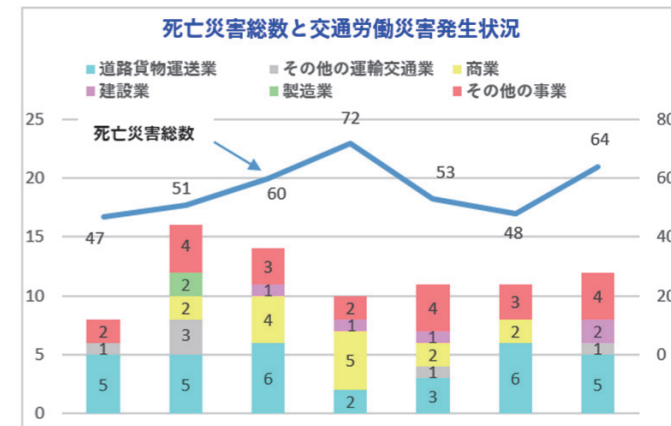
自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しよう!

大阪府内の令和3年の労働災害による死亡者は、前年より16人増加し64人となりました。また、交通労働災害による死亡者は、前年より1人増加して12人となっています。

業種別では、「道路貨物運送業」が最も多く5人、「建設業」が2人となっています。

交通労働災害は、一般市民を巻き込むこともあり、業務で自動車を使用する全ての事業場で、**労使一体**となって「**交通労働災害防止対策**」に取り組む必要があります。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死亡災害総数	47	51	60	72	53	48	64
道路貨物運送業	5	5	6	2	3	6	5
その他の運輸交通業	1	3	0	0	1	0	1
商業	0	2	4	5	2	2	0
建設業	0	0	1	1	1	0	2
製造業	0	2	0	0	0	0	0
その他の事業	2	4	3	2	4	3	4
合計	8	16	14	10	11	11	12

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

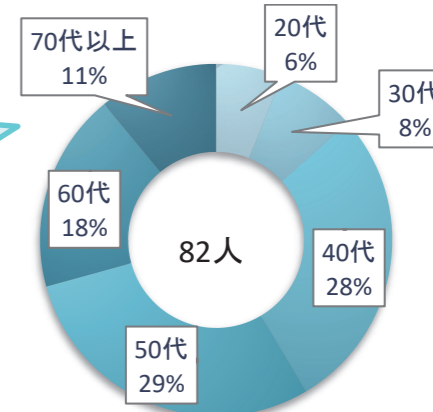
平成27年～令和3年交通死亡災害の状況(累計82人)

年齢別状況

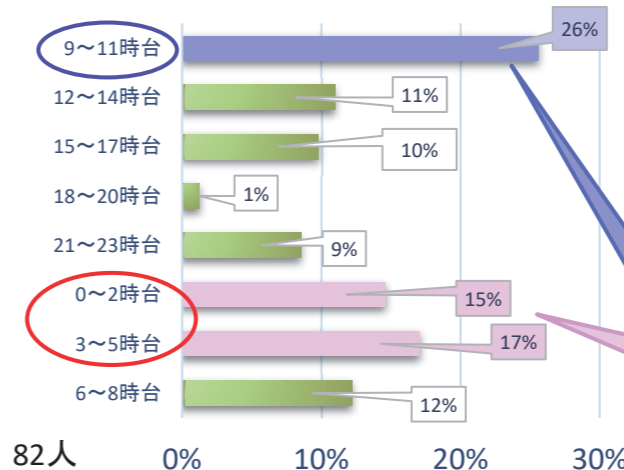
年齢別では、**高齢労働者**の災害が増加しています。

高齢者は、加齢による視力や筋力などの低下が見られることから、災害防止には、身体機能の変化に対応した対策が必要です。

高齢者の身体機能等を配慮した安全運転教育の実施など、適正な労務管理を行きましょう。



災害発生時刻



内閣府ホームページ内では特に高齢者の運転にあたって注意が必要なポイントを、右のようにまとめています。

安全運転チェックリスト

- 車に乗る前にも確認していつでも安全運転を続けましょう!
1. 一時停止ではしっかり停止!
 2. 出会い頭に注意!
 3. 右折は急がず慎重に!
 4. 考え事は危険発見の妨げに!
 5. 加齢による身体機能の変化に注意!



https://www8.cao.go.jp/koutu/kyouiku/pdf/elderly_drivers.pdf

始業時刻である午前中、及び深夜の時間帯に事故が多くなっています。

交通労働災害防止のためのガイドライン 及び これに基づく交通事故防止対策の概要

ガイドラインの概要

第1 目的

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令、改善基準告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)(平成元年労働省告示第7号)とともに、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的としています。



交通労働災害防止を担当する**管理者を選任**する。
管理者の役割・責任・権限を定める。
管理者に必要な教育を行う。

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

- 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- 2 交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成・実施・評価・改善
- 3 安全衛生委員会等における調査審議

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理

- 1 適正な労働時間の管理及び走行管理の実施
- 2 適正な走行計画の作成
- 3 点呼の実施及びその結果に基づく措置
- 4 荷役作業を行わせる場合の措置等



安全衛生・災害防止の方針を表明、目標を立てる。
安全衛生・災害防止計画を作成 → (計画の実施・評価・改善)

計画には教育・時間管理も含めること

適正な労働時間管理・走行管理 (過労運転の防止)

十分な休憩時間に配慮した計画の作成

荷役作業を伴う場合、安全の確保と運転者の疲労に配慮

乗務前の点呼の実施 (運転者の体調・保護具の使用状況等の確認)

睡眠時間、疲労状況、飲酒の状況等の確認、

ヘルメット・プロテクター、蛍光ベストなどの使用状況の確認

睡眠不足などが認められた場合、運転の見合わせ・運転者の交代など適切な措置を行うこと。

適正な労働時間管理・走行管理 (過労運転の防止)

十分な休憩時間に配慮した計画の作成

荷役作業を伴う場合、安全の確保と運転者の疲労に配慮

乗務前の点呼の実施 (運転者の体調・保護具の使用の確認等)

睡眠時間、疲労状況、飲酒の状況等の確認、

ヘルメット・プロテクター、蛍光ベストなどの使用状況の確認

安全運転のための教育

交通法規および改善基準告示の遵守、関係法令・交通労働災害防止のガイドライン

睡眠時間確保・体調維持の必要性、睡眠時無呼吸症候群、飲酒の運転への影響

実際のタコグラフや作業日報の記録などに基づいた安全走行に必要な事項

などについて教育する。

危険予知訓練の実施等

イラストシートなどを用いた交通危険予知訓練 (KYT)の実施

(潜在的危険性を予知して、交通事故を防止する能力を養う。)

交通安全情報マップの作製、ポスター掲示など安全運転に対する意識の高揚

荷主・配送先との協議等

第4 教育の実施

- 1 教育の実施
 - ① 雇入れ時の教育
 - ② 日常の教育
 - ③ 交通危険予知訓練
- 2 運転者認定制度等
 - ① 運転者認定制度
 - ② 労働者の送迎の際の運転者の指名

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚

- 1 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- 2 交通安全情報マップの作成

第6 荷主・元請事業者による配慮

荷主及び運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、実際に荷を運搬する事業者と協働して次の事項に取り組む。

- ① 荷主・元請事業者の事情による直前の貨物の増量による過積載運行の防止
- ② 到着時間の遅延が見込まれる場合における到着時間の再設定、ルート変更等による改善基準告示を守った安全運行の確保
- ③ 改善基準告示に違反した、安全な走行が確保できない可能性が高い発注の禁止
- ④ 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合の到着時間の再設定、荷主敷地内での待機



第7 健康管理

- 1 健康診断
 - ① 健康診断の実施
 - ② 健康診断の結果に基づく措置
- 2 面接指導等
- 3 心身両面にわたる健康の保持増進
- 4 運転時の疲労回復



第8 その他

- 1 異常気象等の際の措置
- 2 自動車の走行前など点検の実施と、適正な補修
- 3 自動車に装備する安全装置等

高速道路を走行する際に注意してほしいこと

令和3年は、高速道路を走行中の交通労働災害による死亡災害が4件発生しました。高速道路での交通労災は重大な災害となります。高速道路を走行する場合は、高速道路の特性を踏まえた交通事故防止対策を講じるようにしてください。

★ 高速道路において注意してほしいこと

- 十分な車間距離をとる
- 故障時など車内に残らない、車外で車の傍に留まらない、安全な場所に避難する
- 前方不注意(脇見運転・漫然運転)をしない

前方をよく見て、常に前方に潜む危険を予測しながら運転をするよう心がけてください。



★ 漫然運転とは「集中力・注意力が低下した状態の運転」のことで、脇見運転と併せて道路交通法上は**安全運転義務違反(前方不注意)**に分類されています。

漫然運転の原因としては

- 運転中に考えごとをしている
- 睡眠不足や疲労がたまっている
- 同乗者との会話に夢中になる
- 単調な道路で長時間運転している
- 運転慣れにより緊張感がなくなり漫然運転になる等が考えられます。

その結果、

- 歩行者・信号・道路標識等を見落とす
- 歩行者や走行車両の急な動きに対応できない
- ブレーキ操作が遅れる
- 車間距離が保てない
- スピード違反となる等、大事故の原因につながります。

二輪車の安全運転のポイント

二輪車の事故防止には、運転者自身の安全運転の心がけも重要です。次を参考に対策を講じてください。

- ① 交通法規を遵守し、また標識の表示に従って走行する。
- ② 二輪車は小型のため他の四輪車の死角になりやすいので、他の車両から認識できる位置で走行し、また、大型車のすぐ横での走行は、極力避ける。
- ③ 交差点を直進するときには、左折、右折の車両がある場合は、先に相手を通させた後に走行する。交差点を左折、右折するときは、減速または一旦停止する。
- ④ 車線変更時は、変更先の車線を走行している車両から十分に確認できる距離を見極めてから行う。
- ⑤ 二輪車は運転姿勢が前傾のため、四輪車と比べ視野の確保が十分でない場合が多く、また、走行時の視界が路面のみになっていることがあるため、視野を確保して周囲の交通状況に気を配りながら走行する。
- ⑥ わずかのカーブも減速し、また、転倒防止のため、急ブレーキを避けるなど常に余裕を持った運転をする。
- ⑦ 停車する場合は、後続車両及び通行人などの位置を確認し、後続車両などの障害にならないような場所で行う。
- ⑧ 雨天時は、路面上またはマンホールの蓋などでのスリップによる転倒を防止するため、スピードを落とし、また視野を十分に確保して走行する。雪道も同様な運転をする。
- ⑨ 運転時は、ヘルメットを着用し、あごひもを確実にしめる。また、腹部、胸部を保護するためプロテクターの着用も有効である。
- ⑩ 夕方など薄暮走行時は早めにヘッドライトを点灯し、自分の車両の存在を他者に知らせる。また視認性の確保のため蛍光ベストなどを着用する。

大阪労働局では安全衛生に関する動画を配信しています。

大阪労働局YouTubeチャンネル 労働災害防止対策

https://www.youtube.com/playlist?list=PLG9RnScz5M2HxkLYbQmEH7j_PH1ugXkyQ



飲食物等のデリバリーサービスにおける交通事故防止について

デリバリーの配達員の交通事故が多発しています。

こちらのリーフレットもぜひご覧ください。

事業者の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687877.pdf>



配達員の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000687878.pdf>



交通労働災害防止について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止するために
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

交通労働災害防止 検索

■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害の現状と防止対策 検索

